

船舶等の対応措置（南海トラフ地震臨時情報発表時）

【三角港、本渡港、鬼池港、富岡港】

勧告区分	船舶等の対応措置
南海トラフ地震警戒強化勧告	1 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」等の情報の収集に努めること。 2 避難に必要な支援体制の確保に係る、岸壁管理者、荷主企業等の対応の確認を行うこと。 3 地域特性と自船の性能等を踏まえた避難方法の確認を行うこと。 4 避難に必要な支援体制が受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の可能性がある船舶は、事前に安全な海域に避難をすることを検討すること。
解除	・ 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 ・ 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。